平成２５年（再イ）第６６号
埼玉県鶴ヶ島市大字藤金881番地17
再生債務者　笠原　英明
1　決議に付する再生計画案　平成25年12月６日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成26年１月10日まで
平成25年12月10日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第７１号
埼玉県入間市春日町１丁目２番５号
再生債務者　高橋　亮
1　決議に付する再生計画案　平成25年12月９日付け再生計画案
2　再生計画案に対する回答期間　平成26年１月10日まで
平成25年12月10日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第２８号
新潟県西蒲原郡弥彦村大字麓1677番地１
再生債務者　本間　渉
1　決議に付する再生計画案　平成25年11月11日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年１月６日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年１月６日まで
平成25年12月10日　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（再イ）第３２号
新潟市中央区有明台５番31号
再生債務者　阿部　雄太
1　決議に付する再生計画案　平成25年12月３日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年１月６日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年１月６日まで
平成25年12月９日　新潟地方裁判所民事部

平成２５年（再イ）第１０号
山口県山陽小野田市大字山川1329番地25
再生債務者　宮川　亮太
1　決議に付する再生計画案　平成25年12月４日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年１月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年１月７日まで
平成25年12月10日　山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（再イ）第５７号
北九州市八幡西区本城学研台３丁目13番17号201号
再生債務者　野口　大輔
1　決議に付する再生計画案　平成25年12月５日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年１月７日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年１月７日まで
平成25年12月10日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（再イ）第１７号
青森県八戸市下長２―13―８　メゾンヒロＢ101号
再生債務者　東海林宗孝
1　決議に付する再生計画案　平成25年12月４日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年１月14日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年１月14日まで
平成25年12月10日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

平成２５年（再イ）第２１号
青森県八戸市大字尻内町字滝谷沢10番地７
再生債務者　杉本　歩美
1　決議に付する再生計画案　平成25年12月９日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年１月14日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年１月14日まで
平成25年12月10日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

平成２５年（再イ）第２２号
青森県三戸郡南部町大字森越字館野９番地２
再生債務者　竹ノ内賢司
1　決議に付する再生計画案　平成25年12月４日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年１月14日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年１月14日まで
平成25年12月10日
青森地方裁判所八戸支部個人再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第１０００４号
栃木県宇都宮市長岡町1215番地17
再生債務者　伴　真浩
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年12月26日まで
4　一般異議申述期間　平成26年１月９日から平成26年１月17日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２５年（再ロ）第１００９２号
東京都中野区沼袋３―16―３
再生債務者　相原　一浩
1　決定年月日時　平成25年12月９日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年１月６日まで
4　一般異議申述期間　平成26年１月20日から平成26年２月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１号
秋田県大仙市堀見内字西穴沢３番地２
再生債務者　吉田　峻弥
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年12月５日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年１月７日まで
平成25年12月10日　秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（再ロ）第３号
沖縄県中頭郡中城村字久場８番地14
再生債務者　池間　正巳
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年12月３日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年１月８日まで
平成25年12月９日　那覇地方裁判所沖縄支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１００４７号
東京都葛飾区金町３―30―９
再生債務者　永井　勝也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年11月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年12月６日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第４号
兵庫県尼崎市東園田町９丁目33番地の６　東園田マンション202号
再生債務者　大島　隆伸
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年12月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年12月10日　神戸地方裁判所尼崎支部

国土交通省共済組合定款の一部変更について

国土交通省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。
平成 25 年 12 月６日
国土交通省共済組合代表者
国土交通大臣　太田　昭宏

別表札幌管区気象台支部の項、仙台管区気象台支部の項、東京管区気象台支部の項、大阪管区気象台支部の項、福岡管区気象台支部の項及び沖縄気象台支部の項を削る。

附　則

1　この変更は、平成26年１月１日から施行する。
2　札幌管区気象台支部、仙台管区気象台支部、東京管区気象台支部、大阪管区気象台支部、福岡管区気象台支部及び沖縄気象台支部の廃止に伴うこれらの支部の残余事務の処理は、気象庁支部において行うものとする。